

コンプライアンス・リスク管理規程

第1章 総則

第1条（目的）

1. 本規程は、株式会社デジリハ（以下「会社」という。）におけるコンプライアンス及びリスク管理の取り組みに関する基本的事項を定めることにより、正社員就業規則に定めるすべての従業員（以下「従業員」という。）及び役員が法令等を遵守し、適切にリスクを把握・対応しつつ業務を遂行する態勢を確立し、会社の健全な事業運営及び社会的信用の向上を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

1. 本規程は、正社員就業規則に定めるすべての従業員（以下「従業員」という。）及び役員に適用する。

第3条（定義）

1. 本規程において「コンプライアンス」とは、法令等を遵守するとともに、法令の目的である社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動することをいう。
2. 本規程における「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（関連する告示、通知を含む。）、条例並びに定款、自主行動基準及び各種規程等明確に文章化された社会ルールをいう。
3. 本規程における「リスク」とは、会社の事業、財務、信用、人的資源等に悪影響を及ぼすおそれのある事象をいう。

第4条（解釈上の疑義）

1. 本規程の解釈について疑義が生じた場合は、関係部署の長及び外部の専門家の意見を勘案し、会社がこれを決定する。

第5条（改廃）

1. 本規程は、代表取締役の決裁により、改廃する。

第2章 推進体制

第6条（推進体制）

1. 代表取締役は、本規程の実施・運営のため「コンプライアンス・リスク管理委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、その責任者を任命する。
2. 委員会は、法令遵守及びリスク管理に関する方針の策定、実施状況の確認、改善の提言を行う。

第3章 コンプライアンスへの取り組み

第7条（行動規範）

1. 顧客（取引先及び取引見込み先）への対応
 - ① 法令および契約を遵守するとともに、顧客のニーズを尊重し、顧客に満足いただける各サービス及びシステム等を提供するよう努めること。
 - ② サービスの提供、アフターサービスにおいては、顧客に対し、各サービスに関する情報提供を適切かつ迅速に行うとともに、顧客のご要望、ご相談に誠実、迅速、かつ的確にお応えすること。
2. 業務の遂行
 - ① 個人の基本的人権と多様な価値観、個性、プライバシーを尊重し、人種、宗教、性別、国籍、障害、年齢等に関する差別的言動、暴力行為、各種ハラスメント、いじめ等の人格を無視する行為を行わないこと。
 - ② 自らの成果領域と責任権限に基づき業務を遂行する。また、能力向上のために自己研鑽に努めること。
 - ③ 良識を兼ね備えた、自立した社会人としての責任をもって行動するよう努めること。
 - ④ 安全で快適な職場環境を実現し、労働災害の防止に努めること。
 - ⑤ 各地方公共団体の定める暴力団排除条例や公然となった取引企業の犯罪（外国人の不法就労助長等）等を役職員で情報共有し、暴力団関連企業、法令遵守に問題のある企業に適切に対応すること。
3. 営業活動および情報の管理
 - ① 誠意をもって全ての顧客に公正かつ公平に接し、適切な条件で取引を行うこと。
 - ② 法令遵守はもとより、健全な商慣行、社会通念に従った営業活動を行うこと。
4. 社内情報・会社財産の尊重
 - ① 在職中または退職後を問わず、会社情報を所定の社内手続を経ないで開示、漏洩しないこと。
 - ② 在職中または退職後を問わず、会社情報を不適正に利用することにより、会社に損害を与える、あるいは自己もしくは第三者の利益を図ることをしないこと。
 - ③ 入社前に知得した第三者の情報で、当該情報につき守秘義務を負っている場合、当該

第三者の情報を会社に開示しないこと。

- ④ 個人情報保護し、その収集、利用、管理にあたっては、適正な方法で行うこと。
- ⑤ 未公表の会社情報に基づき、インサイダー取引を行わないこと。
- ⑥ 会社財産を私的に流用しないこと。

5. 広報・広告活動において

- ① 客観的事実に基づき誠実に広報活動を行うこと。
- ② 社外広報活動においては、関係する地域のお客様、投資家、地域社会からの正しい理解を得るために適切な方法を選定すること。
- ③ 新聞・雑誌・テレビ等の報道関係者や投資家、金融機関等と接触し情報を開示する場合は、事前に所定の社内手続きを得ること。
- ④ 顧客に対し、会社の知名度向上を図り、また、会社に対する人々の好意と信頼を獲得することにより、健全な事業発展と販売促進のための環境作りを行うこと。
- ⑤ 他を誹謗したり、品位の劣る表現を用いたりすることによって、自らの優位性を強調しないこと。
- ⑥ 政治・宗教等については広告表現の対象とせず、また、人種差別、障害者差別等を想起させ、人間の尊厳を傷つけるような表現を用いないこと。

第8条（内部通報制度）

- 1. 内部通報制度の運営のため、「コンプライアンス相談窓口」を管理部に設置する。
- 2. 法令、条例、規則や本規程で禁止されている行為が行われている、またはその疑いがあるという情報（以下、リスク・コンプライアンス情報）に接した役員・従業員が、その情報を「コンプライアンス相談窓口」に直接提供することができる内部通報制度を構築する。
- 3. 内部通報制度等を通じてリスク・コンプライアンス情報を受け取ったコンプライアンス相談窓口は、迅速、かつ適切にコンプライアンス委員会に報告する。
- 4. 内部通報者のプライバシーを保護し、通報者の利益を図る。
- 5. 誠実かつ正当な目的でリスク・コンプライアンス情報を提供した役員・従業員に対し、情報提供を行ったことを理由に、不利益な取扱いを行わない。

第4章 リスク管理

第9条（リスクの特定・評価）

- 1. 各部門は、業務遂行上のリスクを適宜把握・評価し、その結果を管理部に報告する。
- 2. 管理部は、重要なリスクについて委員会に報告し、対応方針を協議する。

第10条（リスク発生時の対応）

1. リスク事象が発生した場合、関係部門は速やかに管理部に報告し、初動対応を行う。
2. 管理部は、関係部門と連携し、影響範囲を確認し、再発防止策を委員会に報告する。
3. リスクの内容が重大又は緊急性を有する場合には、代表取締役及び関係役員に速やかに報告し、被害の拡大防止を最優先とした応急措置を講ずるものとする。
4. 応急措置の実施後は、状況の沈静化を確認のうえ、必要に応じて関係部門間で事後の検証及び改善策の協議を行う。

第11条（リスク情報の共有）

1. 重大なリスク情報については、代表取締役及び関係部門に速やかに共有する。
2. 個人情報や機密情報を含む場合は、適切な取扱いを行う。

第5章 緊急事態への対応

第12条（緊急事態の定義）

1. 緊急事態とは、自然災害、事故、重大な情報漏洩、サイバー攻撃、法令違反、不正行為その他会社の事業継続や社会的信用に重大な影響を及ぼすおそれのある事象をいう。

第13条（緊急事態発生時の基本方針）

1. 会社は、緊急事態が発生した場合には、従業員の安全確保及び被害の最小化を最優先とする。
2. 管理部は、迅速な情報収集と初期判断を行い、代表取締役及び委員会へ報告のうえ、必要な対策を協議する。
3. 対応にあたっては、外部専門家、取引先、行政機関等との連携を含め、状況に応じて柔軟に行動する。

第14条（緊急事態対応の手順）

1. 発生の報告：関係者は、発生を認知した時点で管理部に連絡し、可能な限り詳細な情報を共有する。
2. 初動対応：管理部は関係部署と協議のうえ、被害拡大防止、原因調査、再発防止に向けた応急措置を講じる。
3. 情報共有：代表取締役は、必要に応じて社内外関係者への公表・説明を行う。
4. 事後対応：事態が収束した後、原因及び対応の妥当性を検証し、必要な改善策を策定する。

第6章 利益相反等の防止及び開示

第15条（利益相反の防止）

1. 役員及び従業員は、自己又は第三者の利益を優先させ、会社の利益を害する行為を行ってはならない。
2. 自ら又は親族・関係者が会社と取引関係を持つ場合には、事前に管理部に報告し、必要に応じて委員会の承認を得るものとする。
3. 社外活動、兼業、寄附、贈与その他の行為が会社の業務に影響を与えるおそれがある場合も同様とする。
4. 会社は、利益相反行為の未然防止及び早期発見のため、年一回その他必要に応じて、利益相反に関する事項について役員及び従業員から自己申告を受けるものとする。
5. 管理部その他会社が指定する部門は、前項の申告内容を確認し、必要に応じて関係者への確認、是正又は再発防止に向けた対応を行うものとする。

第16条（贈収賄及び不正利益の禁止）

1. 公務員又は取引先等に対して、不正な利益の供与・要求・約束を行ってはならない。
2. 贈答・接待その他の提供を行う場合は、社会通念上妥当な範囲とし、社内ルールに従うものとする。

第7章 教育・違反・懲戒等

第17条（教育）

1. 必要に応じて、全ての従業員及び役員に対し法令等を遵守し業務を遂行する態勢を確立し、会社の適切な事業運営及び社会的信用の向上を図るため、コンプライアンス及びリスク管理に関する研修を実施するものとする。

第18条（違反・事故の報告）

1. 法令違反や不正、事故等を認知した場合は、速やかに管理部に報告する。

第19条（懲戒及び再発防止）

1. 法令または当社規程の違反行為を行った従業員に対しては、就業規則に従い、懲戒処分に付する。
2. 会社は、違反の原因を分析し、再発防止策を講ずる。

附 則

1. この規程は、2022 年 10 月 1 日から施行する。
2. 2025 年 2 月 1 日 全面改定した。
3. 2025 年 11 月 1 日 リスク管理および利益相反等の防止及び開示の内容を加え全面改定した。
4. 2026 年 6 月 1 日 第 15 条を修正および章番号を修正した。